

社会福祉法人海陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海陽会の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(法人会議等の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会（以下「法人会議等」という）に出席したときは、別表1により報酬及び別表2により交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(勤務報酬等)

第4条 法人会議等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び別表2により交通費を支払うことができる。

(常勤役員等の報酬)

第5条 常勤役員等の報酬額は次に定める額とする。

常勤役員報酬 月額540,000円

(出張旅費等)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(旅行命令等)

第7条 命令権者が、旅行を命ずる場合及び他の機関の依頼によって旅行する場合は別表により旅行命令書または、旅行依頼書によらなければならない。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 6月23日より適用する。

別表1 報酬額

報酬の区分	報酬額（日額）
法人会議等の出席報酬	15,000円
勤務報酬	15,000円

別表2 交通費の種類

1	鉄道運賃	乗車に要する運賃は実費とする。
2	船 賃	乗船に要する運賃は実費とする。
3	車 賃	甲地は1日5,000円、乙地は1日2,500円とする。 甲地(東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市・神戸市をいう) JRバス等のバスを使用した場合は、そのバス賃とする。
4	私用車	私用自動車を使用した場合は通常交通費計算の例による。
5	公用車	公用車を利用した場合には鉄道運賃、船賃、車賃は支給しない。

別表3 出張旅費

報酬の区分	出張地	報酬額（日額）	宿泊費一泊あたり
役員等の出張旅費等	県内	15,000円	15,000円
	県外	15,000円	